

ジェンダー平等推進だより

編集・発行/川西市人権推進多文化共生課
〒666-8501 川西市中央町12-1
TEL 072-740-1150
FAX 072-740-1151

第4次川西市ジェンダー平等推進プランが完成しました!

基本理念 性別にかかわらず 多様な個性をみんなで認め合い、
一人ひとりが輝くジェンダー平等の推進

誰もが、男性・女性といった性別に関わらず、人権が守られ、平等に機会が与えられることです。そして、多様な性を認め合うことも含みます。



ジェンダー平等とは?

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。社会的通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「女性像」「男性像」があり、このような女性・男性の性別をジェンダーと言います。

また、性はレインボーカラーのように多様です。性的少数者に該当する人の割合は、人口の約10%と言われています。ジェンダーには、社会的・文化的につくられてきた性に関わる偏見や差別などに気づき、また敏感になって、それらの解消をめざすという意味も含まれています。



ジェンダーとは?

本市では平成5(1993)年に「川西市女性プラン」を策定して以降、適宜見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向け様々な取り組みを進めてきました。こうした中、平成30(2018)年度からスタートした第3次川西市男女共同参画プラン「改定版」が、令和5(2023)年度末で計画期間が終了するのに伴い、社会情勢の変化を踏まえ、名称を変更し、「第4次川西市ジェンダー平等推進プラン」を策定しました。このプランでは、ジェンダー平等を推進するために、川西市における施策の方向性やそれらを実現するための具体的な方法・手段を示しています。

また、プランの名称変更に合わせて、こちらの情報誌も「男女共同参画だより」から「ジェンダー平等推進だより」へ名称を変更しました。

SDGsとジェンダー平等

平成27(2015)年に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)では、ゴール5に「ジェンダー平等とすべての女性及び子供のエンパワーメント」を掲げています。本プランにおいても、あらゆる取り組みにジェンダーの視点を取り入れ、さらなるジェンダー平等の実現をめざします。



SUSTAINABLE GOALS



期間

本プランは、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間を計画期間としています。ただし、社会情勢の変化に対応した施策を効果的に推進するため、適宜見直しを行います。

構成

基本理念のもと、5つの基本目標を定め、基本課題ごとに施策の方向、並びに、これにつながる市の具体的施策やプラン推進のための評価指標を設定しました。次ページ以降に概要を掲載しています。



▲プランの全文

策定に当たって

市長の諮問機関である男女共同参画審議会に男女共同参画プランの見直しについて諮問し、8回の審議を経て、答申書を提出していただきました。

また、パブリック・コメントにおいて市民の方々からご意見をいただきました。ご協力、ありがとうございました。



男女共同参画審議会からの答申を市長に手渡す和田会長(左)

位置づけ・法的根拠

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
- 「川西市男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく男女共同参画計画
- 第6次川西市総合計画を補完・具体化する個別計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく市町村推進計画
- 市民や企業、各種団体、市民グループなどに対して、この計画の趣旨に基づく参画と協働を求める

基本目標
I

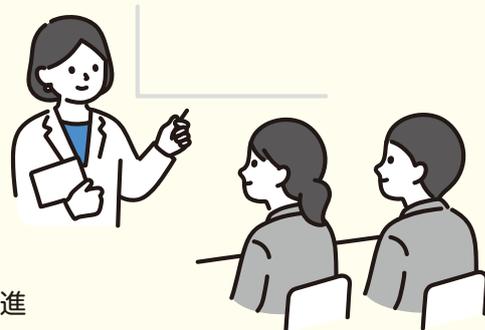
人権尊重とジェンダー平等への意識改革

男女の格差を解消するための意識啓発と、社会的・文化的につくられてきた性に関わる偏見や差別などに気づき、それらを解消するための意識啓発と教育に取り組みます。

基本課題1 ジェンダー平等に関する意識啓発の推進

施策の方向

- ①ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の推進
- ②人権行政推進プランなどを活用したジェンダー平等の取り組みの推進



基本課題2 ジェンダー平等に関する教育の徹底

施策の方向

- ①幼稚園・保育所・認定こども園・学校などにおけるジェンダー平等教育の推進
- ②家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進

主な評価指標

- 夫は外で仕事をし、妻は家事・育児など家庭を守るのがよいという考えに同感しない市民の割合
- 社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合

現状値 73.4%
(令和4(2022)年度)

目標値 85.0%
(令和13(2031)年度)

現状値 女性：4.4%
男性：7.1%
(令和4(2022)年度)

目標値 女性：15.0%
男性：20.0%
(令和12(2030)年度)

基本目標
II

あらゆる分野での女性活躍の推進(川西市女性活躍推進計画)

さまざまな分野で女性の参画を拡大するとともに、性別に関わりなく、誰もが社会を支える一員として活躍するために、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性のエンパワーメントの推進に取り組みます。



基本課題3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進

施策の方向

- ①審議会などへの女性の登用促進
- ②自治会、コミュニティ、NPOなど各種団体における女性役員の登用促進
- ③事業所における女性の管理職などへの登用の促進
- ④市女性職員・教員の職域拡大と管理職などへの登用推進

基本課題4 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

- ①一人ひとりの働き方の見直しの促進
- ②事業所に対する啓発の推進
- ③子育て・介護支援体制の整備
- ④男性の家事・育児などへの参画促進
- ⑤市職員ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進



基本課題5 女性のエンパワーメントの推進

施策の方向

- ①働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取り組みの推進
- ②女性の職業能力の開発と就業促進
- ③あらゆる労働現場での男女不平等に対応できる相談体制の充実

主な評価指標

- 審議会などへの女性委員の登用率
- ワーク・ライフ・バランスの推進などジェンダー平等、男女共同参画に積極的に取り組む事業所を表彰し、その活動内容を広報した延べ件数

現状値 34.8%
(令和5(2023)年4月1日現在)

目標値 50.0%
(令和13(2031)年4月1日現在)

現状値 新規

目標値 8件
(令和6(2024)~
令和13(2031)年度)

基本目標 Ⅲ

誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり

誰もが生き生きと安心して暮らしていくために、市民の誰もが心と体の健康について正しい知識を身につけ、自ら主体的に健康づくりに取り組めるよう、生涯を通じた健康支援を行います。またジェンダー平等の視点による多文化共生、防災・災害復興の取り組みを行います。

基本課題6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援

施策の方向

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての正しい知識の普及促進
- ②安心して産み育てられる環境の整備
- ③生活上の困難を抱えた人々への支援
- ④女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報提供
- ⑤スポーツ活動と健康診断などによる健康の保持・増進



基本課題7 国際的な協調とジェンダー平等の視点による多文化共生の推進

施策の方向

- ①ジェンダー平等に関連する国際規範・基準についての情報提供
- ②外国人を対象とした相談窓口の設置とジェンダー平等に関する情報提供



基本課題8 防災・災害復興におけるジェンダー平等の推進

施策の方向

- ①地域防災体制のジェンダー平等の推進
- ②避難所運営への女性の参画

主な評価指標

- 家族に中学生以下の子どもがいる市民のうち「子育てがしやすいまちだと思う」市民の割合
- ジェンダーギャップ指数を知っている人の割合

現状値 49.1%
(令和 4(2022) 年度)

目標値 80.0%
(令和 13(2031) 年度)

現状値 女性：32.8%
男性：29.8%
(令和 4(2022) 年度)

目標値 女性：40.0%
男性：40.0%
(令和 12(2030) 年度)

ちよっせー息



プランに使われているこの言葉、ご存じですか？

●エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることです。また、「潜在的に持っている力を伸ばすこと」の意味でも使われます。

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる権利のことです。性生活や妊娠・出産などにおける女性の自己決定権や、カップルが健康な子どもを持つことができる最善の機会が得られるような適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利も含まれます。

●ワーク・ライフ・バランス

仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、その一方で、子育てや介護、家庭や地域での生活、自己啓発などといった、個々の私生活も充実させるという考え方です。

「仕事」と「生活」の「調和」を図ることは、豊かで充実した人生を送るための必須条件です。



基本目標 Ⅳ

あらゆる暴力の根絶

配偶者や交際相手など身近な者からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、職場等におけるハラスメント行為等あらゆる暴力を許さないための意識啓発と被害の早期発見を可能にする環境づくりに取り組みます。

基本課題9

配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶 (川西市配偶者等からの暴力対策基本計画)

施策の方向

- ①DV防止に向けた啓発・教育の徹底
- ②DV相談体制の充実
- ③DV被害者の安全確保
- ④DV被害者の自立支援
- ⑤推進体制の強化



基本課題10

さまざまな暴力の根絶

施策の方向

- ①各種ハラスメント防止対策の推進
- ②ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止
- ③高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止



主な評価指標

- セクシュアル・ハラスメントやDVは、人権侵害だと思う人の割合
- 人権侵害を体験したときに、誰かに相談した市民の割合

現状値 女性：93.0%
男性：91.2%
(令和4(2022)年度)

目標値 女性：100.0%
男性：100.0%
(令和12(2030)年度)

現状値 28.6%
(令和5(2023)年度)

目標値 40.0%
(令和13(2031)年度)

基本目標 Ⅴ

ジェンダー平等施策の推進と進行管理

ジェンダー平等施策に関する庁内の連携強化や進行管理、市民参画の体制の整備、男女共同参画、ジェンダー平等社会の実現に向けた拠点施設である男女共同参画センターの周知徹底をはかります。

基本課題11

ジェンダー平等施策の推進体制の強化

施策の方向

- ①庁内の推進体制の整備・強化と評価指標(数値目標)による進行管理
- ②男女共同参画センターの周知徹底

基本課題12

市民参画の体制整備

施策の方向

- ①ジェンダー問題に取り組む市民団体への支援
- ②ジェンダー平等推進市民企画員の育成



主な評価指標

- 川西市ジェンダー平等推進プラン(川西市男女共同参画プラン)を知っている人の割合
- ジェンダー平等推進市民企画員(旧男女共同参画市民企画員)企画講座の延べ参加者数

現状値 女性：22.2%
男性：20.9%
(令和4(2022)年度)

目標値 女性：50.0%
男性：50.0%
(令和12(2030)年度)

現状値 374人
(平成30(2018)～
令和4(2022)年度)

目標値 800人
(令和6(2024)～
令和13(2031)年度)



ジェンダー平等推進市民企画員

(旧男女共同参画市民企画員)

を募集します！

市民の皆さんと行政との協働でジェンダー平等を推進していくために、ジェンダー平等推進に関する講演会などを企画・運営していただくジェンダー平等推進市民企画員を募集しています。

応募資格は、ジェンダー平等社会の実現に向けた取り組みに関心がある市内在住または在勤の方

主な活動内容

- (1) ジェンダー平等社会の実現に向けた講演会、学習会等の企画・運営
- (2) 定例会議の開催
- (3) 男女共同参画センター主催の講座などへの参加
- (4) ジェンダー平等を推進するために必要な啓発活動

●活動期間

毎年6月初旬～翌年3月31日(月1回程度)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。➔



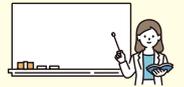
令和5(2023)年度の川西市男女共同参画市民企画員が企画した「落語&トークショー」を、令和6(2024)年2月23日に、アステホールで開催しました。講師には笑福亭松枝(しょうふくていししょうし)さんを招き、「これからの夫婦 子育て 社会のありかた」をテーマに、落語とトークショーを繰り広げていただきました。

当日は、笑いをまじえながら、テーマに沿って様々なお話しをしていただき、楽しみながら男女共同参画について考える機会となりました。



笑福亭松枝さん(左から二人目)と企画員のみなさん

ジェンダー平等社会の実現をめざす活動に助成します！



●対象事業 ジェンダー平等推進に関する講座の開催、啓発用冊子の作成、調査研究など

●助成金 上限5万円

●対象グループ ・代表者及び過半数以上が川西市に在住・在勤する者で、川西市内において活動する5人以上のグループ
・特定の政党や宗教に偏らず、営利を目的としないグループ

※過去5年以内に男女共同参画社会の実現をめざす活動助成金の交付を受けたグループは除く

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。↓



令和4(2022)年度に実施した「川西市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」より、認知度が低かった言葉を解説します。

●ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。例えば、企業であれば、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

●川西市パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓した、一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市が、その関係性を市長に宣誓した事実を証明する「宣誓書受領証」の交付を行うものです。

※性的マイノリティ：性的指向が異性愛のみでない者、性自認と身体の性が一致しない者又は性自認と身体の性が一致せず、性的指向が異性愛のみでない者などをいう。



※詳しくは、市ホームページをご覧ください。➔



ジェンダー平等

～最近できた法律から考えてみよう～

「ジェンダー平等」「ジェンダー・バイアス」など、「ジェンダー」という言葉をよく見かけませんか。

「ジェンダー（gender）」とは、生物学的な性差（からだの違い）に付加された社会的・文化的性差のことを指します。「男らしさ」「女らしさ」のように期待される振る舞いや「男性は仕事」「女性は家事・育児」といった性別による役割分担意識など、社会や文化の中で作られてきたものです。これらは、国や地域によって違い、時代や社会背景によっても変化します。

ここでは、最近できた「ジェンダー平等」に関わる法律（2022年～2024年施行）から一部抜粋し、下記にご紹介します。そこから何が見えてくるのか、社会はどう変わろうとしているのか、一緒に考えてみませんか。

■ 困難な問題を抱える女性支援法 2024年4月施行

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象に包括的に支援する法律です。売春防止法の新たな枠組みで、未成年や若年層の女性に対して、人権の尊重や擁護の観点から支援を行っていくものです。

■ 第4次川西市ジェンダー平等推進プラン

男女共同参画社会基本法に基づく国や県の計画を踏まえた川西市の計画で、このたび改定にあたって名称が変更されました。男女間格差の解消と、ジェンダー平等を推進するものです。

■ LGBT 理解増進法 2023年6月施行

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」

国民に性の多様性の理解を図ることを目的とした法律です。性的指向やジェンダーアイデンティティを理由に不当な差別はあってはならないとしています。

■ AV 出演被害防止・救済法 2022年6月施行

AV 出演による被害防止と被害者の救済を目的として成立しました。AV の出演を契約してしまった後でも無条件で契約をなかったことにしたり、撮影された映像の公表を止めることができます。

■ 改正 DV 防止法 2024年4月施行

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」

被害者への接近などを禁止する保護命令の対象被害を、殴る蹴るといった「身体的 DV」だけでなく、言葉や態度で相手を追い詰める「精神的 DV」も対象になりました。



川西市男女共同参画センターでは、講座「ジェンダー平等 最近の法律ご存じですか？」（講師：小川真知子さん）を11月28日に開催しました。最近できた法律を知ること、ジェンダー平等について学び、私たちに何ができるのかを考えました。「法律を知り、法律の存在を広めることは、被害者を守ることに繋がります。私たちは一人ひとりが社会を変えていく力を持っています」という講師の言葉に気づきを得ました。

川西市男女共同参画センター（市民活動センターと併設）で活動しませんか？

“パレットかわにし”の愛称で親しまれている「川西市男女共同参画センター」は男女共同参画、ジェンダー平等社会の実現に向けた活動を支援する公共施設です。併設の市民活動センターと合わせ、現在、約100の市民グループが登録し、センターを拠点に活動しています。何かをはじめたい方、グループの活動に参加したい方、活動場所でお困りの方など、当センターで活動しませんか？グループづくりのお手伝いや活動の相談・支援も行っています。ぜひ、お気軽にお尋ねください。



貸室の使用料（1区分あたり）

室名	定員	利用登録	一般利用
会議室 A	30人	330円	500円
会議室 B	19人	200円	310円
ワーキングルーム A	15人	150円	220円
ワーキングルーム B	15人	120円	180円
プレイルーム	20人	260円	390円

グループの主な活動ジャンル

男女共同参画・まちづくり・福祉・子育て支援・音楽・語学・健康づくり・文化教養・当事者の会・中間支援・その他

■女性のための相談 ひとりで悩まないで…

女性がかかえるさまざまな悩みを相談員がともに受けとめ解決に向けてのお手伝いをします。秘密は守ります。（無料）

専門相談員による相談 <火・水・木曜日>

- 方法：面接または電話（要予約）
- 時間：① 12:00～12:50
② 13:00～13:50
③ 14:00～14:50
- 予約：759-1856（平日の9時～17時まで）



カウンセリングボランティアによる相談 <月・金曜日>

- 方法：電話 759-1857（予約不要）
- 時間：10:00～12:00（ひとり50分）

■女性のためのチャレンジ相談

再就職、起業、在宅ワーク、キャリアプラン、ライフプランなどさまざまなチャレンジを応援します。（無料・県と共催）

キャリアカウンセラーによる相談 <第4火曜日>

- 方法：面談（事前申込み）
- 時間：① 13:00～13:50
② 14:00～14:50
③ 15:00～15:50
- 予約：759-1856
- 保育：無料／1歳半～就学前／1週間前までに要予約
- ※2024(R6)年度は、6月より年に9回程度実施予定



川西市男女共同参画センター・市民活動センター（パレットかわにし内）

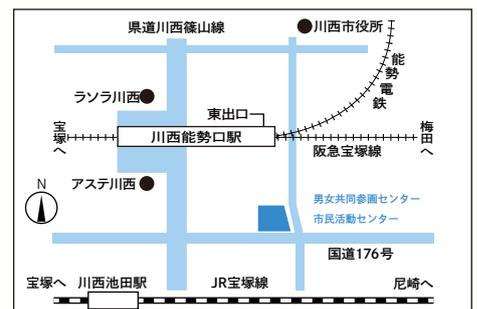
- 住所** 〒666-0015 川西市小花1丁目8-1
- 電話** 072-759-1856 / 072-759-1826
- FAX** 072-759-1891
- MAIL** info@gesca-kawanishi.jp
- ホームページ** https://gesca-kawanishi.jp

ホーム
ページは
こちらから



- 利用時間** 平日9時～20時 / 土日祝9時～17時
申請により21時50分まで利用可
- 休館日** 第4日曜日・年末年始12/29-1/3

指定管理者 特定非営利活動法人市民事務局かわにし及び株式会社ジョイン川西グループ



阪急電鉄・能勢電鉄「川西能勢口」東改札から南へ100m
JR「川西池田」から東へ500m



ジェンダーギャップ指数 (2023) 上位国及び主な国の順位

～男女の格差 日本は125位(146カ国中)
(2022年-116位)～

順位	国名	前年からの 順位変動
1	アイスランド	→
2	ノルウェー	↑1
3	フィンランド	↓1
4	ニュージーランド	→
5	スウェーデン	→
6	ドイツ	↑4
7	ニカラグア	→
8	ナミビア	→
9	リトアニア	↑2
10	ベルギー	↑4
15	英国	↑7
43	米国	↓16
72	ベトナム	↑11
74	タイ	↑5
87	インドネシア	↑5
105	韓国	↓6
107	中国	↓5
124	モルディブ	↓7
125	日本	↓9
126	ヨルダン	↓4
146	アフガニスタン	→

世界経済フォーラム (WEF) が2023年6月21日、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を発表しました。この指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから作成され、2023年の日本の総合スコアは0.647、順位は146か国中125位(前回は146か国中116位)でした。順位は2006年の公表開始以来、最低順位です。

日本は、「政治」が世界最下位クラスの138位(前年139位)、「経済」の順位は123位(前年121位)、「健康」は59位(前年63位)と前年と比較してほぼ横ばいです。

「教育」は、前回データがなかった高等教育就学率の男女比が加わった事で、スコアを落とし、47位(前年1位)です。

WEFの報告書では、このペースでは世界全体での男女平等の達成は2154年になるだろうと警鐘を鳴らしています。

*最下位の「アフガニスタン」は、タリバン政権のもと、女性は行動範囲を制限される生活を余儀なくされています。多くの支援団体などが、女性のエンパワメントを呼びかける活動を進めていますが、解消への道のりは遠いといわれています。

クイズ?

次の空欄(○の中)を埋めてください。

- 1 あんこんしゃす・ばい○す
(アンコンシャス・バイアス「無意識の偏見・思い込み」)
- 2 なくそうおもいこみ、まもろうこせい みんなでつくる、
みん○のみらい。(令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ)
- 3 せん○くてきふうふべっせい
(選択的夫婦別姓)
- 4 じえんだーぎやっぷしすう○んきんぐ125い
(ジェンダーギャップ指数ランキング125位)
- 5 だいよじかわに○しじえんだーびょうどうすいしんぷらん
(第4次川西市ジェンダー平等推進プラン)
- 6 じえんだーびょうどうすいしんしみんきか○いん
(ジェンダー平等推進市民企画員)

クイズ正解者の中から、厳正なる抽選により5人の方に図書カード(1,000円)を呈呈いたします。発表は、図書カードの発送をもってかえさせていただきます

【応募方法】

はがきにクイズの答え、ジェンダー平等推進だよりの記事の中から興味のある記事や感想、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号をご記入のうえ、下記までお送りください。

【あて先】

〒666-8501 川西市中央町12-1
川西市 人権推進多文化共生課
ジェンダー平等推進クイズ係

【締め切り】

令和6年4月19日(金) 消印有効

